

兵庫県南海トラフ巨大地震津波災害警戒区域指定等業務 企画提案募集要項

1 趣旨

国による南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しを踏まえ、現在の「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定」及び「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」を見直すとともに、新たに津波災害警戒区域指定に向けた基礎資料等を作成するにあたり、調査等に関する業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務内容

(1) 委託業務名

兵庫県南海トラフ巨大地震津波災害警戒区域指定等業務

(2) 内容

別紙仕様書に沿って企画提案コンペ（以下、「コンペ」という。）に応募する者が企画する業務

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間

(4) 委託上限額

金 80,366,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有した、民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。
- (2) 兵庫県の入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (3) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (7) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労

働者の適正な労働条件を確保すること。

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記 3 の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

5 スケジュール（予定）

月日	実施内容
3/6（木）	募集要項等の公表・配布
3/10（月）	募集要項等への質問 提出期限
3/12（水）	質問に対する回答
3/19（水）	応募登録 提出期限
3/25（火）	企画提案 提出期限
3/27（木）（予備日：3/28（金））	審査委員会における選考
3/31（月）	審査結果通知

6 企画提案に係る手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和 7 年 3 月 6 日（木）から令和 7 年 3 月 19 日（水）17 時 00 分まで

イ 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

（URL）<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/20250221nankaitorafu.html>

(2) 募集要項の内容に対する質問等の受付・回答

ア 受付期間

令和 7 年 3 月 6 日（木）から令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時 00 分まで

イ 提出書類

質問書（様式第 1 号）

ウ 提出先及び提出方法

本要項 10 の提出先へ FAX 又は電子メールにより提出すること。

※ 送信後に提出先に電話（078-362-9278）により提出確認を行うこと。

エ 回答

質問への回答は兵庫県ホームページに掲載
(令和7年3月12日(水)に掲載予定)

(3) 応募登録

コンペに応募するときは、事前に応募登録をすること。

ア 受付期間

令和7年3月6日(木)から令和7年3月19日(水)17時00分まで **(必着)**

※ 持参の場合、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日を除く。

イ 提出書類

(ア) 応募登録書(様式第2号)

(イ) 法人等の概要(様式第3号)

(ウ) 法人等のパンフレット

ウ 提出先及び提出方法

本要項10の提出先へ郵送または持参、電子メールにより提出すること。

※ 電子メールで提出する場合、送信後に提出先に電話(078-362-9278)により提出確認を行うこと。

エ 参加辞退

応募登録後、コンペへの参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式第4号)を、アの受付期間内に、ウの提出先及び提出方法により提出すること。

(4) 応募図書の作成及び提出

ア 受付期間

令和7年3月21日(金)から令和7年3月25日(火)17時00分まで **(必着)**

※ 持参の場合、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日を除く。

イ 提出書類

(ア) 企画提案応募書(様式第5号)

(イ) 企画提案書(任意様式)

仕様書で示した内容に関して、下記7に示す記載を求める事項や下記8(3)に示す審査基準を踏まえ、分かりやすくまとめること。

(ウ) 見積書(任意様式)

(エ) 国又は都道府県における津波浸水想定、地震・津波被害想定に関する業務の近年の実績(任意様式)

(オ) 都道府県における津波災害警戒区域の指定に関する業務の近年の実績(任意様式)

ウ 提出部数

10部

エ 提出先及び提出方法

本要項 10 の提出先へ郵送または持参により提出すること。

7 企画提案書に記載を求める事項

(1) 津波浸水想定

ア 津波予測の手法、計算モデル及び計算条件

イ 津波予測に係る出力データや納品データ及びその活用方法

※今後の防災・減災対策に活用するための提案がある場合は記載すること。

ウ 本県が実施した前回調査の結果と本業務にて得られた津波浸水想定結果を比較し、津波浸水区域の増加又は減少した原因等について、県民、市町、企業等にわかりやすく伝える方法の提案

(2) 地震・津波被害想定

ア 被害想定項目

(ア) 定量的な想定項目、定性的な想定項目を区分して示すこと。

(イ) 項目選定の考え方

(ウ) 項目毎ではなく、被害の全体像を表現する方法の提案（県・市町等が対策の参考にすることを目的とする）

イ 想定手法

(ア) 手法の選択にいたる検討方法

※本契約とは別に基礎データを用意する必要がある、データ作成に相当の時間を要する等、手法選択に制約条件がある場合は明記すること。

(イ) 手法の精度を検証する方法の提案

ウ 減災効果

(ア) 減災効果を定量的に算出し、対策に反映させる方法

※津波による人的被害を項目に含めること。

(イ) 減災効果の算定及び評価手法の選定方法

(ウ) 本県がこれまでに実施した地震防災・減災対策等を十分に踏まえた提案

エ 県民等への広報

結果の集計・表現方法等について、本県が実施した前回調査の結果を比較し、県民、市町、企業等にわかりやすく伝える方法の提案

(3) 津波災害警戒区域の指定

ア これまでに津波災害警戒区域等を指定している他都道府県の指定基準等について調査し、本県での指定に必要な項目の整理・提案

イ 津波災害警戒区域等の図面の種類や作成方法等の提案

ウ 本県では未指定である津波災害警戒区域の指定について、県民、市町、企業等に分かりやすく伝える方法の提案

8 受託候補者の選定

(1) 選定

本要項に基づき提出された企画提案資料を企画提案審査委員会（以下、「委員会」という。）において審査する。委員会は非公開とする。

(2) 企画提案審査委員会

ア 日時：令和7年3月27日（木）（予備日：3月28日（金））

イ 場所：兵庫県災害対策センター内会議室

ウ 発表方法

（ア）提案者によるプレゼンテーション（パワーポイント使用可）を実施。

（イ）発表時間は、質疑も含めて30分以内（説明20分、質疑応答10分以内）を予定。

※ 詳細は、応募者へ別途通知。

（3）審査基準

ア 津波浸水想定

（ア）津波予測の手法、計算モデル及び計算条件は適切なものとなっているか。

（イ）本県が実施した前回調査の結果を十分に踏まえた内容となっているか。

（ウ）津波予測により得られるデータの活用について、有益な提案がされているか。

イ 地震・津波被害想定

（ア）想定項目の内容（定量化するもの、定性で表現するもの）は適切なものとなっているか。

（イ）県の地域特性とそれに関して予想される被害の特徴を理解しているか。

（ウ）想定項目及び定量化について独自の提案があるか。

（エ）津波による人的被害に関して、対策による削減効果を定量的に示すことができるか。

（オ）専門家でない住民や企業に対する分かり易さの工夫があるか。

（カ）市町に対する分かり易さの工夫があるか。

（キ）時間軸と相互関係性を意識して描く被害の様相は実践的に役立つものであるか。

（ク）本県が実施した前回調査の結果及び本県におけるこれまでの地震防災・減災対策等を十分に踏まえた内容となっているか。

ウ 津波災害警戒区域の指定

（ア）他府県の津波災害警戒区域の指定基準等を分析し、本県が津波災害警戒区域を指定するうえで必要な項目が提案されているか。

（イ）津波災害警戒区域の指定・津波災害警戒区域図の作成にあたっての、手法や手順が適切であり、そのノウハウがあるか。

（ウ）津波災害警戒区域を指定することにより生じる課題や影響について整理できており、県民、市町、企業等に分かりやすく伝える方法が提案されているか。

エ その他

（ア）業務実施に必要な体制が確保されているか。

（イ）業務を管理する技術者に十分な実績があるか。

（ウ）実現可能で、適切なスケジュールとなっているか。

（エ）沿岸市町等の関係者と十分な調整を行うことが提案されているか。

（オ）県民、市町、企業等に分かりやすく伝える方法が提案されているか。

（4）選定結果の通知

- ア 委員会の結果を踏まえて、兵庫県が受託候補者を決定。
- イ 応募者が1者の場合でも、受託者の選定は実施。
- ウ 選定結果のいかんに関わらず、参加者全員に書面で選定結果を通知。
- エ 選定に関する異議申し立ては一切受け付けない。

9 企画提案コンペ参加に際しての留意事項

(1) 応募図書の著作権及び取扱い

- ア 応募図書は、未公表資料であり、本用途以外には使用しないものであること。
- イ 応募図書の著作権は応募者に帰属する。応募図書は審査のためのみに使用し、応募者には返却しない。
- ウ 応募図書は非公開とする。

(2) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。

(3) 使用する言語・通貨

企画提案で使用する言語・通貨は日本語・日本国通貨とする。

(4) 契約の締結

- ア 受託候補者選定後の契約手続きにおいて、兵庫県と受託候補者は、業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、委託契約書を締結する。なお、協議に際しては、公募条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、企画採択後、委託業務内容について専門的見地から調査・検討を行う兵庫県防災会議総合部会での議論等により、企画内容の修正や提案の変更を依頼する場合があるので留意すること。大幅な業務内容の変更等については、双方協議により決定する。
 - イ 受託候補者と契約締結まで至らなかった場合は、受託候補者を除く応募者のうち、企画提案審査委員会で評価の高かった者から順に契約交渉を行うこととする。
 - ウ 契約書は兵庫県が作成し、受託候補者に提示する。
 - エ 受託者は兵庫県の承認を得なければ、契約に係る義務の履行の第三者への再委託、契約に係る権利の第三者への譲渡及び契約に係る義務の第三者への継承はできないこととする。
 - オ 受託者は秘密保持の義務を負うこととし、業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならず、本業務が終了した後も同様とする。
 - カ 受託者は個人情報情報を適切に管理・保護することとし、それに必要な措置を講じることとする。
- (5) この募集要項に記載する内容については、コンペの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

兵庫県危機管理部防災支援課広域企画班

担当：横山、宗石

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1（兵庫県災害対策センター増築棟 2 階）

電話 078-362-9278（内線 73235）

FAX 078-362-9839

電子メール bosaishien@pref.hyogo.lg.jp